

## 大台ヶ原自然再生推進委員会設置要領

### (名称)

1. この会議は、「大台ヶ原自然再生推進委員会」（以下、「本委員会」という。）と称する。

### (目的)

2. 本委員会は、大台ヶ原自然再生推進計画 2014（平成 26 年 3 月策定。以下、「推進計画 2014」という。）に関して近畿地方環境事務所が実施する事業について、必要な助言を行うことを目的とする。

### (検討事項)

3. 本委員会においては、次の事項を検討する。
  - (1) 推進計画 2014 に基づく事業に必要な調査に関する事項
  - (2) 推進計画 2014 に基づく事業の評価に関する事項
  - (3) その他、大台ヶ原の自然再生の推進に必要な事項

### (構成)

4. (1) 本委員会は、近畿地方環境事務所長（以下、「事務所長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。
  - (2) 事務所長は、本委員会に委員以外の学識経験者等の参画を求めることができる。

### (委員長)

5. (1) 本委員会に委員長をおき、委員の中から互選により選出する。委員長は本委員会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
  - (2) 委員長は、自ら本委員会に出席することができない場合は、あらかじめ本委員会の議事進行にあたる委員長代理を指名する。

### (ワーキンググループ)

6. (1) 本委員会の下に、各種のワーキンググループをおくことができる。
  - (2) 各ワーキンググループは、担当する委員及び必要に応じて事務所長が委嘱するワーキンググループ委員をもって構成する。
  - (3) 各ワーキンググループを担当する委員は、本委員会において決定する。各ワーキンググループに座長をおき、ワーキンググループを構成する委員の中から互選により選出する。各座長は、当該ワーキンググループの議長を務める。
  - (4) 各ワーキンググループは、本委員会から付託があった事項並びに委員長及び事務所長が必要と認めた事項について検討を行い、本委員会へ報告する。

**(オブザーバー)**

7. 事務所長は、本委員会及び各ワーキンググループでの検討に資するよう、関係機関等に対してオブザーバーとしての参画を求めることができる。

**(運営・事務局)**

8. (1) 本委員会及び各ワーキンググループの運営に関する事務は、近畿地方環境事務所が行う。  
(2) その他運営に関して必要な事項は、本委員会で決定する。

**(情報公開)**

9. (1) 本委員会は公開で行う。ただし、希少な動植物の保護、個人情報の保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。  
(2) 各ワーキンググループは非公開とするが、議事概要については公開とする。

**(任期)**

10. 委員の任期は、推進計画 2014 の計画期間とする。

**(要領改正)**

11. 事務所長は、本委員会の会議に出席した委員の同意を得て、この要領を改正することができる。

**(附則)**

12. この要領は平成 26 年 8 月 25 日から施行する。